

愛媛県地域公共交通網再編協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）

第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画及び法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「交通計画等」という。）の作成及び実施等に関する事項を協議するため、法第6条の規定に基づき、愛媛県地域公共交通網再編協議会（以下「再編協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 再編協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通計画等の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 再編協議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 愛媛県
- (2) 市町
- (3) 関係交通事業者
- (4) 関係道路管理者
- (5) 関係港湾管理者
- (6) 愛媛県公安委員会
- (7) 公共交通機関利用者の代表者
- (8) 学識経験者
- (9) 四国運輸局愛媛運輸支局
- (10) その他知事が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 再編協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、愛媛県企画振興部政策企画局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、再編協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議等)

第6条 再編協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議の協議事項が特定の圏域に限定される場合、会長は当該圏域に係る委員のみを招集することができるものとする。
- 3 会議は、委員の過半数が出席するか、書面等により協議に参加できなければ、開催することができない。ただし、前項の規定により一部委員のみを招集した場合には、招集した委員の過半数の出席により会議を開催することができる。
- 4 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 再編協議会の関係者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 再編協議会の事務を処理するため、愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第9条 再編協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 再編協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 再編協議会の予算編成、現金の出納その他財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第10条 再編協議会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は、会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 再編協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、再編協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。ただし、この要綱の施行後、知事が初めて委嘱又は任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。